

論 説

会計のプロフェッショナリズムと英国監査の展開(1)

～19世紀英国監査の技術・職能観の生成・確立～

山 浦 久 司

目次

- 1 はじめに
- 2 英国における会計プロフェッションの確立
- 3 会計プロフェッションと監査業務
- 4 職業監査の発展の端緒としての監査制度の確立
- 5 監査制度における職業監査の要請：独立性，不偏性，専門性
- 6 職業監査の浸透
- 7 機械的形式監査への批判
- 8 職業監査の実態と問題点
- 9 監査の職能
- 10 展望：監査職能確定上の諸問題

1 はじめに

今日、株式会社の会計監査は会計プロフェッション(profession：会計プロフェッションの定義は難しいが、とりあえず会計の専門的技能や知識の提供を契約関係をもとに自らの職業とすること，あるいはそれを職業とする者，と定義する^{後注})の業務領域として定位置を確保している。

それは会計監査の対象となる会社会計というシステムが、単に会社内部での資本の運用記録を担当するばかりでなく、会社資金を提供し、あるいは会社と直接、間接に自己の利害の一部を共有する者にとっての貴重な情報源として、さらにはそうした各種の利害関係者の利害調整のセンターとしての機能を付与されている状況で、会計プロフェッションの独立性と不偏性、さらに会計ならびに監査に関する専門性が社会に受け入れられているからに他ならない。

一方、会計プロフェッションの側では、監査業務に対する社会の期待と、その業務を生業（なりわい）とする者としての責任のあり方との間の相克の中で、監査証拠の入手と評価に当たり、明示的であれ、暗示的であれ、自らが誤った判断を行うリスクと課せられた責任と受け取る報酬とを比較衡量しながら監査を遂行してきた。そして、監査の歴史も、大きな意味ではこうした社会的ニーズに照らしたリスク管理のための監査技術の精緻化の歴史と観ることができる。

そこで、以下、一連の論稿では、こうした監査の歴史観に立ったうえで、会計プロフェッションの発祥の地の一つである英国の会計監査について、会計プロフェッションと監査との最初の出会いから始まって今日の状況に至る歴史的展開を、監査制度、監査技術、そして監査職能観の各要素間の相互作用の歴史と捉えた上で振り返ることとする。

2 英国における会計プロフェッションの確立

会計士(accountant)の語源はフランス語のcompterあるいはラテン語のcomputareであり、これから派生したaccomptantとaccountantとが、英国では、長い間、混在して使われていたが、やがて後者に表記が統一されたものである¹⁾。

スコットランド会計士協会(ICAS)史はある研究者の研究を引用して、accomptantとかaccountantとかの言葉は、イングランドやスコット

ランドでは当初は会計に責任を持つ人、という意味で国家財政の運営上や法文上に現れたり、また会計を記録する人を一般的に指す言葉として使われ、やがて16世紀頃には商業取引が重要性を増し、商業算術の知識が簿記係に必須のものになり、専門性を強めていくことで、会計に特に熟達した者を指す言葉になったという²⁾。

ただし、会計プロフェッションの最初は、とくに16、7世紀頃のイングランドで商業算術や簿記を学校で教えたり、テキストを書いたりした人達がやがて帳簿や会計のスペシャリストとして雇われるようになったことに求められるという³⁾。ただ、例えばR. Brownがスコットランドで足跡を辿り得る最初の職業会計士としてGeorge Watson (1645—1723) という人物を紹介し⁴⁾、あるいは先のスコットランド会計士協会史が、1681年から1703年にかけて紡績工場に年報制で簿記係として雇われたAlexander Herreotという人物を初期の職業会計士の一人として紹介し⁵⁾、さらにまたスコットランドにおいて1810年に英国初のパートナーシップ制の会計事務所ができた⁶⁾ように、実は英国で会計プロフェッ

1) Beresford Worthington, *Professional Accountants*, London, 1895, reprinted by Arno Press Inc., 1978, p. 1. なお、同著の付録 (appendix) II の1799年と1809—11年と1822—4年の人名録の職業欄の表記では、前二者がaccomptant, 後者がaccountantとなっている。

2) ICAS, *A History of the Chartered Accountants of Scotland from the earliest Time to 1954*, Edinburgh, 1954, p. 2.

3) *Ibid.*, pp. 2-3.

4) Richard Brown, *A History of Accounting and Accountants*, Edinburgh, 1905, p. 183.

5) ICAS, *op. cit.*, p. 3. 同人物は、随時、会社に呼ばれて、修正記入をし、勘定を検査し、残高と現金を点検し、棚卸しを監督したという。

6) J.R. Edwards, *A History of Financial Accounting* (London, 1989, p. 259.) によれば, Keith & Horne (1820), McEwan & Auld (1836), Brown & Pearson (1835) といった会計事務所がスコットランドにでき(括弧内の数字は創立年。以下同じ), イングランドにはQuilter, Ball & Co. (1832), Young & Co. (1840), Deloitte (1845), Harding and Pullein (1848), Turquand & Edwards (1850), Cooper Brothers & Co. (1854) といった事務所ができていたが、やはりスコットランドの方が、若干、先駆けている。

ションが明確な形で社会に認知され、職業会計士が活躍し始めたのはスコットランドが早かった。

そのスコットランドでは、17世紀の終りごろから18世紀の初めにかけて破産にあたっての複雑な土地の権利関係の整理などを通しての債権者への弁済順位付けを裁判所が会計士に負託するようになったこと、18世紀の後半から19世紀の初めにかけてはグラスゴーなどの産業発達地で破産時の管財人として会計士が指名されたこと、さらに産業革命の進展の中で種々の事業所が会計専門家としての会計士を雇用したことからイングランドに先駆けて職業会計士が出現したといわれる⁷⁾。

とりわけスコットランドの1814年破産法 (54 Geo. III, c. 137) は後の同国の各会計士協会の設立にも大きく影響することになる。この法律は破産時の債権者への弁済をより公平かつ迅速に進めるために、財産の差し押さえ後に速やかに財産の暫定監理者 (interim factor) を債権者に任命させ、その後、管財人 (trustee) を選ばせる。管財人は破産財産について会計帳簿を記録し、定期的に計算書を作成して債権者に報告する。そして、管財人の会計記録と報告書は債権者の中から選ばれた裁定者 (commissioner) が監査することになる。このような法律のもとで差し押さえ業務や監理者や管財人の業務を会計士が請け負うことになったのであるが⁸⁾、これは高い報酬とともに会計プロフェッションの確立をもたらした⁹⁾。

7) *Ibid.*, pp. 4-6. 1773年のエディンバラの最初の人名録には7名、同じくグラスゴーの1783年の人名録には6名の会計士が記載されているという。

8) Moyra J.M. Kedslie, *Firm Foundations: The Development of Professional Accounting in Scotland 1850-1900*, Hull University, 1990, pp. 50-51. その後、この法律は基本的な手続きは存続させたまま1839年、1853年と改正され、1856年に総括された (19 & 20 Vict., c. 79)。この1856年破産法は破産会計士 (Accountant in Bankruptcy) という新しい制度を創設した。これはスコットランド全体の差し押さえを監督する高給の公職であり、1856年以降、勅許会計士 (Chartered Accountant: CA) が務めている。 *Ibid.*, pp. 51-53.

例えば、エディンバラ会計士協会の設立時の1853—4年の同地区の人名録には132名¹⁰⁾、さらに同年のグラスゴー地区の人名録には150名の会計士が登録されていた¹¹⁾。両地区では破産業務に就く会計士の割合は異なっていた（エディンバラの会計士が法律関連業務に多く携わり、会計士と事務弁護士が人的に重複したり、会計士の仕事が弁護士事務所でおこなわれることもしばしばであり、しかもつい最近まで見られた光景であったとR. Brownは述べている¹²⁾。また、グラスゴー会計士協会の正式名称Institute of Accountants and Actuaries in Glasgowが示すように、グラスゴーの会計士がしばしば保険数理士を兼ねていたことも会計職業の状況と起源を理解し、かつエディンバラの会計士との違いを知るために欠かせない点であろう）。とは言え、まさに破産業務こそはスコットランドの会計士の「揺りかご」であった。そして、エディンバラ会計士協会の設立の発端も破産法の改正にあたっての会計士の利益擁護のための運動の推進にあった¹³⁾し、グラスゴー会計士協会の設立運動の主たる背景もここにあった¹⁴⁾。

この点に関して、R. Brownはスコットランドの状況をイングランドやウェールズと比較して次のように述べる（スコットランドの立場からの記述であることを割り引かねばならないが）。

「イングランドとウェールズにおいては会計士の職業はスコットランドほどには早い時期から重要な地位を占めなかった。それは、多分、破産者や小児や無能力者の財産に関わるスコットランドの法律、そして性格が非常に異なった裁判所の実務に起因するところが大き

9) *Ibid.*, pp. 39ff.

10) *Ibid.*, p. 55.

11) *Ibid.*, p. 67.

12) Richard Brown, *op. cit.*, pp. 181-182.

13) Moyra J.M. Kedsle, *op. cit.*, pp. 53ff.

14) *Ibid.*, p. 67.

いのであろう。スコットランドにおいては職業会計士に任された会計の問題は、イングランドにおいては衡平裁判所 (Chancery) の主によって処理された。破産財産や何らかの法的能力欠如者に起属する財産は裁判所の役人の管理に委ねられた。スコットランド方式は自らの価値を信頼する一団の人々の成長をうまく育んだが、イングランド方式は多くの廷吏や裁定者を抱え、しかも彼らの多くは会計業務を遂行する資格もない者であり、そして独立した実務家にはほとんど仕事を残さなかった。¹⁵⁾

この指摘が当を得ているかどうかは別にして、イングランドでの会計プロフェッションの生成はスコットランドよりも遅れることになった。無論、既に述べたように、16, 7世紀に移入されたイタリア式複式簿記の教師や著述家を *accomptant* とか *accountant* と称したり、1720年(または21年)に南海会社 (South Sea Company) の破綻に関して Sawbridge & Company の帳簿を調べた Charles Snell のような例もあった¹⁶⁾が、会計プロフェッションの確立と職業会計士の数の増加は19世紀に入るまで待たねばならない¹⁷⁾。

15) Richard Brown, *op. cit.*, p. 232.

16) Beresford Worthington, *op. cit.*, Ch. II に詳しい。

17) Richard Brown, *op. cit.*, pp. 232-233. Brown は主要都市の人名録を調べているが、その中から18世紀関連の数字を拾ってみれば、1787年(ブリストル: 1名), 1790年(ロンドン: 5名, リバプール: 5名), 1793-94年(ブリストル: 25名), 1794年(マンチェスター: 2名), 1796年(リバプール: 10名), 1799年(ロンドン: 11名) となっている (*Ibid.*, pp. 233-234.). ただ、会計士の看板を掲げても、簿記の教師、著述家、代理人、ブローカーなどが含まれ、専業ではなかったという。また、H. Howitt によるイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) 史によれば、1793年時点でイングランドとウェールズには3名の会計士が人名録に見られるが、ロンドンには一人もいなかった。そして1799年になってロンドンの人名録に11名の会計士が現れたという。H. Howitt, *The History of the Chartered Accountants in England and Wales 1870-1965*, London, 1984, p.3. なお、B. Worthington, *op. cit.*, 付録IIには Holden's Triennial Directory の1799年版, 1809-11年版, 1822-24年版での会計士登録者の全氏名が記載されている。

とりわけ1840年代の「鉄道狂時代」(railway mania)¹⁸⁾の鉄道会社での会計と監査の業務,そして投機熱が冷やされた後の会社の清算業務,さらに1847年の穀物暴落による大型倒産とその後の恐慌,また1848年ならびに1849年会社清算法(Winding-Up Act)(会社の破産宣告の時点で裁判所と管財人に渡すための清算貸借対照表の作成にあたって会計の専門家を必要とした)が会計士の数と業務を飛躍的に増加させたといわれる¹⁹⁾。さらにまた,1862年会社法の会社清算に関する規定(第92条)により,公選清算人(Official Liquidator)の制度が生まれ,この職に会計士が就くことが多く,これが職業会計士の数をますます増大させた²⁰⁾。

確かに, Brownの調査²¹⁾によれば, (出所となった人名録は年次毎に異なるが) ロンドンでの会計士の数は, 1809—11年に24名, 1817年に47名, 1826—27年に99名, 1840年に107名, 1850年に264名, 1860年に310名, 1870年に467名というように19世紀に入って急激な伸びを示し, とくに1840年代の伸びは著しく²²⁾, さらに19世紀後半も右肩上がりに増加している。この動きは, リバプール, マンチェスター, ブリストル, バーミンガムといった他の都市でも同様である²³⁾。そして, こうした会計プロフェッションへの需要を確定的なものにする動きは, 鉄道事業を初めとする公益事

18) 第2次鉄道建設ブーム(1845年から47年)をいう。この時期, 鉄道会社の新設申請と建設のブームがあり, 鉄道会社への資金流入が急激に増大し, 株式投機熱がピークに達したが, 1845年のイングランド銀行の利上げで資金供給が続かず, 株式が暴落し, 路線建設の中止や延期が相次ぎ, また放漫経営による倒産, 粉飾と違法配当などの不祥事も発覚し, さらに47年の恐慌で旅客収入も減り, 社会問題となった。詳しくは, 拙著, 『英国株式会社会計制度論』, 平成5年, 白桃書房, p. 38 や p. 62を参照。

19) H. Howitt, *op. cit.*, p. 4.

20) Beresford Worthington, *op. cit.*, pp. 48ff.を参照。

21) Richard Brown, *op. cit.*, pp. 234-235.

22) Beresford Worthington (*op. cit.*, p. 42.)によれば, 1840年から45年の間に2倍の増加となり, 40年代末にかけて若干減少している。前半は鉄道狂時代を反映したものであり, 後半の減少は不況を反映したものと考えられる。

23) Richard Brown, *op. cit.*, pp. 234-235.

表1 設立された会計士団体名と設立年²⁶⁾

- (1) 1853 Society of Accountants in Edinburgh (国王勅許～以下, RC～は1854年)
- (2) 1853 Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow (RCは1855年)
- (3) 1866 Society of Accountants in Aberdeen (RCは1867年)
- * 以上の3団体は, 1951年に統合し, Institute of Chartered Accountants of Scotlandとなる。
- (4) 1870 Incorporated Society of Liverpool Accountants
- (5) 1870 Institute of Accountants in London (1872 Society of Accountants in Englandに改称)
- (6) 1871 Manchester Institute of Accountants
- (7) 1877 Sheffield Institute of Accountants
- * 以上の4団体は, 1880年に統合し, Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) となり, 同年にRCを取得する。
- (8) 1880 Scottish Institute of Accountants
- (9) 1885 Society of Accountants and Auditors (SAA)
- * 以上の2団体は, 1899年に統合し, SAAが存続し, 1908年にSociety of Incorporated Accountants and Auditors (SIAA) と名称を変更し, 1954年にはSociety of Incorporated Accountants (SIA) と改称され, 1957年にはICAEWと統合(現, ICAEWとなる)。
- (10) 1885 Corporate Treasurers' and Accountants' Institute(1901年に, Institute of Municipal Treasurers and Accountantsと名称変更し, 1973年にChartered Institute of Public Finance and Accountancyと改称する。)
- (11) 1888 Institute of Chartered Accountants in Ireland (同年, RC)
- (12) 1891 Corporation of Accountants in Scotland
- (13) 1903 Institute of Certified Public Accountants (1941年にACCAと統合。)
- (14) 1904 London Association of Accountants (1933 London Association of Certified Accountants)
- * (12)(14)の2団体は, 1939年に統合し, Association of Certified and Corporate Accountants (ACCA) となり, 1971年にAssociation of Certified Accountants, 1984年にChartered Association of Certified Accountantsとなる。)
- (15) 1905 Central Association of Accountants (1933年にInstitute of Certified Public Accountantsに吸収。)
- (13)(15)の2団体は, 1941年にACCAと統合。
- (16) 1919 Institute of Cost and Works Accountants (1972年にInstitute of Cost and Management Accountantsと改称。)

業に関わる各種の法律，銀行法，一般会社法，さらに地方自治法などの制度の後押しがあった²⁴⁾ためでもあろうが，基本的には当時のイングランド経済の隆盛に起因するものといえよう。いずれにせよ，19世紀の中頃までにはイングランドにおける会計士と称する者の数は先発のスコットランドを陵駕するほどになっていたのである。

そして，かかる会計のプロフェッションとしての確立はギルド的な利益擁護集団の形成へと進むことになった。既述したように，まずスコットランドでの会計士団体の設立に結び付き，遅れてイングランドの各地でもみられるようになった²⁵⁾。英国での職業会計士の団体の設立の状況は前頁の表に示す通りである（表1）。

3 会計プロフェッションと監査業務

英国の会計プロフェッションは，「破産で生まれ，倒産や不正で育まれ，清算で成長し，監査で一人前になった」と言われるように，監査業務は今日でこそ職業会計士の中心的な業務であるが，会計プロフェッションの形成期にあつては，むしろマイナーな業務領域にすぎなかった。とりわけ，プロフェッションの形成が早かったスコットランドでは前述したように破産管財業務が会計プロフェッションの生みの親であり，さらには会社法のもとでの清算業務がその成長を促したし，イングランドやウェールズでも会社清算業務がプロフェッション確立の原動力となり，

24) 19世紀の会社法ならびにその会計および監査制度の展開については，拙著，前掲，第1章を参照。

25) なお，Richard Brown (*op. cit.*, p. 177.) によれば，イタリアのベニスに1581年に文献によって跡付け得る初めての会計士協会が設立されたという。

26) 表1は，主にT.J. Johnson and M. Caygill, "The Development of Accountancy Links in the Commonwealth", *Accounting and Business Research*, Spring 1971, p. 156ならびにR.H. Parker, *The Development of the Accountancy Profession in Britain to the Early Twentieth Century*, Exeter, 1986, p. 15, p. 43を参照。

監査業務は1880年代までは従たる業務であった。

この点は、例えばエディンバラ会計士協会による王室勅許の請願書(勅許は1854年)、およびグラスゴー会計士協会の同請願書(勅許は1855年)において会計士の業務内容に関する説明に監査業務は含まれていない²⁷⁾し、両協会ともに会員受験科目に監査を含めていないこと²⁸⁾、あるいは60年代に入っても同様で、80年代に入ってから初めて監査が受験科目に組み入れられたこと²⁹⁾からみても、少なくとも監査業務は80年代まではスコットランドの会計士の主要業務でなかったことは明らかである。また、この事情はICAEWが1880年に王室勅許を受たときの勅許状の次の文言からも読みとることができる³⁰⁾。

「イングランドとウェールズの公会計士の職業は多様であり、その仕事は会社の清算にあたっての清算人として、さらに判決による財産管理人として、また破産あるいは債権者との調停事、そして裁判での様々な信託事における管財人としての能力において、さらにまた公開会社、パートナーシップ、その他の会計の監査において、彼らを用いる者にとって大いなるものがあり、益々、重要性を増している。」

さらに、例えば、有名な会計事務所であるWhinney, Smith and Whinney (1848年設立)の報酬構成³¹⁾を見れば、監査業務が構成率の中に初めて現れるのが1860年であり、このときに全体収益の2.4%を監査報酬が占

27) R.H. Parker, *ibid.*, pp. 17-20を参照。なお、グラスゴー会計士協会の請願書には裁判所に雇われて会計の諸問題を調査することが会計士の業務に含まれることが記載されているが、どちらかと言えばこれが監査に近い業務である。

28) Moyra J.M. Kedslie, *op. cit.*, p. 188, p. 200.

29) *Ibid.*, pp. 189-190, p. 211.

30) R.H. Parker, *op. cit.*, p. 20.

31) E. Jones, *Accountancy and the British Economy 1840-1980*, London, 1981, p. 47.

め、これが10%台になるのが1880年頃、その後、監査業務は急速な成長を遂げて、1895年頃には50%を上回ることになる。その間、会社の倒産関連業務は、途中で若干の上下はあるが、設立時の1848年は73.2%、1855年には80.6%、1865年は93.9%、1870年は93.6%とピークを迎え、その後、減少を続け、1890年代には監査業務と逆転することになるのである³²⁾。

つまり、こうした資料から理解できることは監査が職業会計士の業務として浸透し始めた時期は19世紀もかなり遅くなっている点である。

とは言え、英国での監査自体の歴史はかなり古く、すでに13世紀には国家の法律として監査人 (Auditor) の規定が見られるという³³⁾。また地方自治体の監査は15世紀に始まり、さらに16世紀の救貧法 (Poor Relief Act 1597) の施行により、税金から賄った資金の支出の監査を治安判事に行わせるようになったことから監査は法定化され、その後、改正が重ねられ、1834年の救貧法では3名の監査人 (1名は市長が指名、2名は納税者が指名) を選任する制度になり、1844年の改正では地区監査人 (district auditor: 1868年からは国家公務員) の制度が生まれている。一方で、1834年地方自治体法 (Municipal Corporations Act) では公選監査人 (elective auditor: 納税者が選出) の制度が設けられ、やがてこれは職業会計士の職域となる (1890年)³⁴⁾。また、共済組合 (Friendly

32) 1869年の破産法 (Bankruptcy Act) により、1862年会社法の公選清算人の制度が廃止され、代わって管財人 (trustee: 債権者の財産を配分するために管財人が指名され、同時に債権者は管理委員会を指名し、管財人の業務の監督と監督に当たらせる) 制度が導入され、ここでも管財人としての指名を会計士が受けることになった。しかし、1883年に破産法の改正があり、債権者が指名する従来の管財人の代わりに公選財産管理人 (Official Receiver) の制度が設けられ、これが会計士を破産管財業務から大きく後退させる原因となった。

33) Beresford Worthington, *op. cit.*, pp. 59-60.

Society)についてみれば、1829年の共済組合法により組合員互選で会計に関する監査人を選出することが求められ、これはやがて1875年改正法により公共監査人 (public auditor: 財務省の公共監査士のリストに記載される) の制度へとつながり、職業会計士の職域の一つとなる (1894年)³⁵⁾。

また、企業についてみれば、運河会社である The Forth and Clyde Navigation社は1770年からの一時期、会社監査人を経営委員会が指名して計算書類の監査を行わせ³⁶⁾、また、Northampton Gas Light社では1826年から監査済みの計算書類を株主総会に提出する実務が定着していた³⁷⁾。さらに、1836年の下院の銀行小委員会 (Select Committee) での報告では107の銀行のうち7行が監査人を任命していたという³⁸⁾。また、保険会社や鉄道会社の多くでも監査人の任命は行われていたという³⁹⁾。

断片的ではあるが、こうした資料から判断する限りでは監査という仕組みが英国の社会制度の中では、極一般に受け入れられていたと言うことができよう。では、会計プロフェッション形成期の会計士はかかる監査にいかに関わっていたのか。確かに、前述のように、職業会計士が監査業務に本格的に関与し始めたのは19世紀のかなり遅い時期であったが、職業会計士が監査に関わった例がないわけではなかった。

例えば、前述の南海会社の泡沫事件⁴⁰⁾では、同社の取締役の一人が所有

34) N.A.H. Stacey, *op. cit.*, pp. 44-45., J.R. Edwards, *op. cit.*, pp. 285-286., 林考栄, 「英国地方自治体におけるプライベティゼーションとVFM監査」, 『会計検査研究』(会計検査院), 第5号, 1992年。

35) N.A.H. Stacey, *op. cit.*, pp. 39-42., 拙著, 前掲, pp. 296-297. も参照。

36) 中村萬次, 『英米鉄道会計史研究』, 同文館, 1991年, p. 25. 金戸武, 『イギリス鉄道会計発達史』, 森山書店, 1991年, p. 27.

37) J.R. Edwards, ed., *Reporting Fixed Assets in Nineteenth-Century Company Accounts, 1844-1976*, New York & London, 1986, pp. 337-338.

38) Beresford Worthington, *op. cit.*, p. 63.

39) Moyra J.M. Kedslie, *op. cit.*, pp. 148-149, pp. 152-153.

する企業の調査のために議会の調査委員会がロンドンの会計士, Charles Snell氏を指名し, 同氏は調査報告書を委員会に提出している⁴¹⁾が, これが監査といえるかどうかは別として, 職業会計士が報告書を出した早期の例として興味深い。また, グラスゴーの会計士J. Gibson氏は1778年に新聞に掲載した自己の業務広告で「諸帳簿ならびに勘定の検査と修正」を掲げ, さらに同氏は1784年にパートナーシップ制の会計事務所を開設したときの広告としても「あらゆる種類の帳簿, 勘定, 書類の調査, 検査, 修正, 作成, 謄写」を営むことを記している⁴²⁾。さらにまた, E.J. Jones氏は1796年に公刊した簿記の本の冒頭に多くの帳簿を検査したことを記している⁴³⁾。

つまり, このような例から類推できることは, 会計士の業務には「検査」, 「調査」, 「修正」といった領域が存在したことであり, 少なくとも監査に近いものに全く関与しなかったということではない, という点である。そして, 職業会計士による監査業務への関与は19世紀に入るともう少し明確になる。例えば, Scottish Union Insurance社は1824年の創立時から監査人にエディンバラの会計士を採用し, また, Scottish National Insurance社も1841年から同じく監査人としてエディンバラの会計士を採用して年次監査を行わせたという⁴⁴⁾。

40) 同社は南アメリカ諸国との交易を目的として1710年に議会の特別法で設立された。南アメリカ諸国との交易自体はうまくいかなかったが, 数年のうちにイングランド銀行にも匹敵する金融機関となった。同社は1720年2月に国家の債務7百50万ポンドを肩代わりする法案の提出許可を議会から得たが, これが同社株の投機を誘い, 同年2月に130ポイントのものがその8月までに1000%以上もの株価上昇を招き, 直後にバブルがはじけて9月には190ポイントまでに下落した。結果として数千人の投資家が破産することになった。

41) Beresford Worthington, *op. cit.*, Ch. IIに詳しい。また, 同書の付録にSnell氏の報告書が転載されている。

42) ICAS, *op. cit.*, pp. 11-12.

43) Beresford Worthington, *op. cit.*, p. 62.

44) Moyra J.M. Kedsle, *op. cit.*, p. 150.

このようにして、少ない例ではあっても職業監査の芽が会計プロフェッションの形成期に存在したという事実はこれ以降の職業監査の歴史へのつながりを知る上で重要であろう。だが、19世紀後半の監査業務の繁盛に至るにはなおも監査を巡る法制度の整備というステップを経ねばならなかった。

4 職業監査の発展の端緒としての監査制度の確立

ここで、英国の職業監査の発展にとってきわめて重要な意義を持つことになる19世紀の監査関係の法律の制定をみておくこととする⁴⁵⁾。

まず、1719年より約1世紀の間、株式有限責任制の結社を形の上で阻んできた1719年泡沫会社条例法⁴⁶⁾が1825年に廃止され、英国は名実ともに株式会社（Joint stock company）制度の一般への開放の時代を迎える。とくに1844年会社登記法⁴⁷⁾は有限責任制こそ採用していないが準則主義（法律の手續さえ踏まえれば誰でも会社を設立できる）による株式会社の設立を認めている点で後の英国での株式会社の展開を保証した重要な法律となった⁴⁸⁾。そして、この法律は会計と監査人に関する規定も含

45) 19世紀の英国会社法の会計ならびに監査制度の展開に関しては、拙著、前掲、第1章を参照。

46) 正式名称を、Royal Exchange and London Assurance Corporations Act (6 Geo. 1 c. 18) というが、一般にBubble Actと称する。この法律は、6名以上のパートナーシップを禁止し、また王室勅許、あるいは議会の特別法によって認められる場合以外の株式会社の設立を禁止する。なお、パートナーシップには法人としての権能（法人格を表見して訴訟や取引をする権利や能力、解散せずとも持ち分を譲渡して法人格を維持できる権利や能力など）は与えられず、しかも王室勅許や特別法で認められない限りは有限責任制は付与されないにもかかわらず、パートナーシップ制企業を作り、株式会社（joint stock company）と称して株式を発行し、株式を自由譲渡させ、これが株式投機を招く元凶となっている、というのが議会の認識であり、こうした事態を阻止することが本法律の狙いであった。しかし、この法律の存在にもかかわらず現実にはパートナーシップ制の企業を作る抜け道は多く、しかもjoint stock companyと称することで、株式の売買をするケースも珍しくなかった。

47) 正式名称をAn Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companiesといった。

んでいる。

すなわち、取締役は諸勘定を設けるべきこと(第34条)、取締役は諸勘定を監査人に提出する少なくとも14日前までに帳簿を締めきり、完全かつ公正な (full and fair) 貸借対照表を作成すること (第36条)、会社は株主総会で、毎年、取締役が提出する諸勘定 (accounts) を監査する一人以上の監査人を指名し (その監査人のうちの一人は総会に出席している者の中から選ばれることとするが、これは事実上の株主資格を監査人の条件とする規定である)、その氏名を会社登記官に報告すること (もし、指名されなかった場合、株主の申し出により、枢密院商務委員会—Committee of Privy Council for Trade—が代わりに指名する) (第38条)、定時株主総会の少なくとも28日前までに取締役は監査人に半期あるいはその他の一定期間の諸勘定とその貸借対照表を提示し、監査人はそれらを監査すること(第39条)、監査人は年間を通じて合理的な時間に会計帳簿ならびにその他の所定の帳簿類を検閲する権限を与えられ、かつその義務の履行に必要であれば役員や使用人の助力を要求できること (第40条)、監査人は貸借対照表と諸勘定を受け取った後14日以内に諸勘定を確認し、取締役に報告すること(第41条)、取締役は定時株主総会の10日前までに各株主の登録された住所宛に貸借対照表と監査人の報告書の謄本を送付し、この報告書は株主総会で取締役の報告書とともに読み上げられねばならないこと(第42条)、株主総会の後14日以内に取締役は貸借対照表と監査報告書の謄本を所定の登記事務所に提出し、会社登記官は会社の他の書類とともに登録、あるいはファイルすること(第43条)といった規定が設けられたのである⁴⁹⁾。

かかる監査制度を設けた主旨は何か。これについては、本法律の制定

48) 本法律の概要は、拙著、前掲，pp. 9-11.

49) 拙著，前掲，pp. 14-16.

に当たっての英国下院の小委員会（委員会は1841年から43年まで開かれ、W.E. Gladstoneが委員長）報告書が明記している。すなわち、準則主義での株式会社設立を、英国史上、初めて認めるに当たり立法者が注意を払ったのは会社の泡沫から投資家ならびに一般大衆をいかに保護するか、という点であるが、委員会報告書は泡沫会社を次のように3つに分類する。

(1)不健全な予測に基づいて設立され、本来的に欠陥を有し、成功の可能性がない会社、(2)会社の目的に関係なく、誤った経営となりがちな、誤った業務執行や失敗を生じやすい病弊をもつ構造の会社、(3)不正あるいは欺瞞的目的の会社で、横領するめに株式を発行し、あるいは合法的な事業を遂行すると見せかけた上で調達した資金を首謀者間で分配する目的で設立される会社、の3つである⁵⁰⁾。

そして、第2の類の会社に対しては「株主総会の定期的な開催、会計の定期的な締め切り、監査、そして公表」が有効であり、「定期的計算書類は、それが正直に作成され、適正に監査されるならば、事業の真実の状態について注意を喚起しないではおかないであろう」と述べ⁵¹⁾、監査を受けない虚偽の計算書類を通して経営担当取締役が他の取締役や株主を欺くこともあり⁵²⁾、監査済みの貸借対照表を登録することを義務づけることを提案するものである⁵³⁾。つまり、会計記録を義務づけ、監査させ、開示させることで経営の状況を株主に伝え、モニターさせることを狙っているのである。

こうした、会計記録、監査、開示のいわば3点セットは当時の事業会社関係の立法の定番であった。ただ、1844年銀行会社法(7 & 8 Vict. c.

50) First Report of the Select Committee on Joint Stock Companies, 1844, p. 4.

51) *Ibid.*, p. 5.

52) *Ibid.*, p. 9.

53) *Ibid.*, p. 13.

113)では、開示する計算書類に貸借対照表の他に損益計算書(Profit and Loss Account)が加わり、監査人の資格として取締役でない者、という独立性を意識した規定が設けられている点で進歩している。また、1845年公益事業会社条例法(8 & 9 Vict. c. 16)⁵⁴⁾では、監査人に株主から2人以上を選び、その監査人は会社に役職を有さず、かつ特別な利害関係がない者であることを要求し、さらに監査人は自己の責任を果たすために必要であれば会社の費用で会計士(Accountant)その他適当な者を雇うことができると規定(第108条)している点が注目される⁵⁵⁾。なぜなら、この規定はやがて職業会計士の監査業務への進出を促進することになるからである。特に鉄道会社では、1845年鉄道事業条例法(8 Vic. c. 16)でも同様の会計士任用規定を設けている(第108条)が、この規定は鉄道会社の監査の水準を上げ、公表計算書類の様式を改善するために職業会計士を雇う際に監査人により活用されたという⁵⁶⁾。また、鉄道会社法は1840年代の鉄道狂時代の影響により、他の事業会社に比べて会計と監査に関する詳しい規定を設けるようになり(1868年鉄道会社法の複会計制度はその典型であろう)、監査人にも専門的な知識が要求されるようになる。さらに巨額の資本を集める必要から会計に関する信頼性を高めるためにも監査人を素人監査人ではなく、職業会計士を就任させる例が多

54) 従来は公益性が強い事業を営む会社(運河、鉄道、保険、水道、ガス、郵船、慈善事業など)は会社別の議会の特別立法により律せられてきたが、夥しい数の法律を設けざるを得なくなることを避けるために、本法を設けた。この法律と異なる内容の規定を有する特別法が設けられないかぎり、公益事業を営む会社には本法が適用される。

55) その他に、第119条では、取締役は簿記係(Book-keeper)を指名することができる旨の規定があるが、これも後の会計プロフェッションとの結びつきで重要である。例えば、スコットランドのいくつかの鉄道会社では要求される会計処理の質や量に対応するために職業会計士を財務担当者、会計係、現金出納係などとして雇用する例が見られたという。Moyra J.M. Kedslie, *op. cit.*, p. 170. なお、ここでいう職業会計士は勅許会計士協会の会員ではない。19世紀の勅許会計士協会の会員は定款で公共性の低い職務で雇用されてはならないとしていたために(監査人は公共の職務である)、私企業の会計係等に勅許会計士協会の会員は就任しなかった。

56) J.R. Edwards (1989), *op. cit.*, p. 265.

く出るようになる。このような背景から、鉄道会社のほとんどは19世紀末までに職業会計士を監査人にしたといわれるが、これらについては後に詳しく検討することとする。

さて、1844年会社法では有限責任制は認められなかった。それが認められるのは1855年有限責任法 (Limited Liability Act: 18 & 19 Vict. c. 133) においてである。本法は、従来、特別立法あるいは王の恩恵としてしか認めなかった有限責任制という特別な扱いを一般に開放するわけで、とりわけ債権者の保護のための資本の維持と充実については配慮している⁵⁷⁾が、そのために監査制度を積極的に使おうとした点で注目される。すなわち、名目資本金の20%以上の実際の払い込みを要求し、すでに登録された会社が有限責任制に登録替えする際にその払い込みが行われているか否かの監査を商務省 (Board of Trade) の指名する者によって受ける必要がある(第2条, 3条)。また、年次計算書類の上で、あるいは監査人の報告書で引き受け資本金の4分の3が失われるか、事業に利用できなくなった場合は会社の解散を要求し(第13条)、さらに監査人のうちの最低一人は商務省の承認を要するものとしたのである(第14条)。ただ、この法律の実際の運用の成果をみないうちに次の1856年会社法 (19 & 20 Vict. c. 47) が制定され、1862年会社法の体制へと移行することになった。

1856年会社法はそれまでの会社規制を自由化する方向に向かった。自由放任主義 (レセ・フェール) の影響といわれる。会計と監査についても任意規定化した。すなわち、定款のモデルとしての規定(付表 Table B)を会計と監査に関して設け、会社が独自に別段の規定を設けなければこのモデル定款が適用される、という仕組みとしたのである⁵⁸⁾。主な会計

57) 拙著, 前掲, pp. 22-23.

58) 拙著, 前掲, pp. 24-31.

規定としては、利益以外からの配当の禁止(第64条)、複式記入の原理の導入(第69条)、貸借対照表の他に損益計算書の作成と株主総会提出(第71条)、貸借対照表の作成様式の明示(第72条)などがあるが、監査についても詳細な規定を設けている。

監査人は株主総会で選ばれ、貸借対照表の正確性に関して監査すること(第74条)、監査人は株主である必要はなく、また株主として以外の利害を有してはならず、取締役や役員であってはならないこと(第76条)、監査人の選任は毎年の最初の株主総会で行い(第77条)、報酬は総会で決め、監査人は再任可能で、空席が生じれば臨時株主総会で選任し、そこで選任されねば株主の請求で商務省が指名すること(第78条から81条)、監査人は貸借対照表の写しを諸勘定や証憑とともに検査すること(第82条)、監査人は合理的な限りいつでも会社の帳簿や諸勘定を閲覧し、調査に助力する会計士その他の者を会社の費用で雇い、諸勘定の検査に関連して取締役その他の役員を検査し得ること(第83条)、監査人は株主に対する報告書の中で、貸借対照表が規則に定める事項を満たした完全かつ公正な(full and fair)貸借対照表であり、会社の事業の状況の真実かつ正確な概観(true and correct view)を表示するように適切に作成されているか否かの意見を述べ、また必要とする説明ならびに情報を取締役から得られたかどうかを記載し、取締役報告書とともに株主総会で読み上げられるべきこと(第84条)、といった規定である。そして、これらの規定のほとんどは1862年会社法(25 & 26 Vict. c. 89)に引き継がれ、1908年までのほぼ半世紀の間、会社基本法として生きることになる⁵⁹⁾。

一般会社法における、こうした監査規定の整備はあっても、それらは

59) 1856年会社法と1862年会社法との間の会計ならびに監査に関する規定の違いの主なものは、複式記入の原理の導入を削除したこと、監査人の監査を少なくとも年一回は実施する旨を明記したこと、監査人は株主であってもよいとしたこと(非株主を原則とする)などであろう。

あくまでも任意規定であり，したがって監査は会社の自発的な運営に任された。一般会社法での監査の再度の強制化は1900年会社法（63 & 64 Vict. c. 48）まで待つことになるが，その前に特殊な会社法では一足先に監査が強制化されている。鉄道会社については1867年鉄道事業法（30 & 31 Vict. c. 127），水道事業については1871年都市水道事業法（34 & 35 Vict. c. 113），その他，1874年建設共済組合法（37 & 38 Vict. c. 42），1875年共済組合法（38 & 39 Vict. c. 60），1879年銀行会社法（42 & 43 Vict. c. 76）などである。

では，こうした監査規定は職業監査の普及にいかなる形で影響していったのであろうか。この点を次にみることにする。

5 監査制度における職業監査の要請：独立性，不偏性，専門性

一般会社法をはじめとする各種の法律における会計監査の制度化が職業監査の発展の基盤となったことは確かであるが，さらに職業監査人の独立性，公正不偏性，そして専門性が評価されて初めて職業監査はその真価を発揮できる。実は，これらの環境が徐々にではあるが制度的に醸成され始めることになる。

まず，会社法成立当初の立法主旨からすれば，会社は株主が所有するものであり，監査人は株主の代表者であるので，監査人の株主資格は当然とみられた。当時，株主は会社の事業に精通しているし，財務的な利害も有しているので，熱心に仕事が行われる，という議論があったという⁶⁰⁾。事実，1844年会社登記法も前述のように株主資格条項を入れているし，1845年公益事業会社条例法では，さらに明確に，少なくとも一株以上の株式を所有することを要求している（前述のように，一方では監査人は会社の費用で会計士等を雇うこともできるとしているが）。しかし，

60) J.R. Edwards (1989), *op. cit.*, p. 265.

1856年会社法では監査人を株主資格に限定する必要はないとし、さらに1862年会社法は監査人は株主であることも可能であるとした。すなわち、非株主を原則とすることにしたのである(第86条)。いったい、この間の推移にはいかなる背景や議論があったのか。

この間の事情は、1849年の議会上院の小委員会による「鉄道会計の監査」と題する報告書が物語っている。同委員会は職業監査の是非よりはむしろ政府指名監査人 (official auditor) 制度の導入に力点を置いた検討をしているが、そこで証言した鉄道会社会長、C. Russell氏は、政府が選ぶ監査人は法律的なことしか観ないのに対して株主が自らの中から選出した監査人はもっと包括的であり、効率的であり、助言や提案まで行う、と株主選出の監査人の働きを積極的に支持し、委員会側からの、株主監査人は受け取る配当金とか現時点での株価に大きな利害を持つのではないか、という再度の問いに対して、同氏は、所有する株式が多ければ多いほどその監査人は会社の恒久的な発展に関心を持つし、短期的な株価の上昇を考えるのは近視眼的な愚かな考えである、と述べている⁶¹⁾。しかし、委員会側はこの証言に納得したようには思えない⁶²⁾。

同じ委員会で鉄道会社の監査の現状について意見を求められた職業会計士W. Quilter氏は、すべての会社が監査人の資格を株主に限定するが、むしろ監査人は株主であってはならないとすべきであり、計算書類を好ましく見せかけようとするに関心を持たない、独立の人間であるべきである、と述べ⁶³⁾、そのうえでの次の質疑応答はまさにここでの懸案事項の核心を突いたものであったと言えよう⁶⁴⁾。

61) "Audit of Railway Accounts", *The First Report from the Select Committee of the House of Lords*, 1849, paras. 1920, 1921, 1922, 1923.

62) 事実、同委員会は会社自身が選任した監査人に加えて、政府指名監査人の制度を提案している。J.R. Edwards, *op. cit.*, p. 264.

63) *Ibid.*, para. 2237. 同氏は、同じ証言の場で「独立監査」(independent audit) という表現法を用いていることにも注目される (*Ibid.*, para. 2264.).

Q. あなたは監査人は自分が監査人に就任した鉄道会社とは凡てに亘って何らかの関係を持てはならないと考える、と言ったが、その意見の根拠は何か。

A. 考えるに、人間たる者、問題事に対し金銭的な利害を持つ場合よりは持たない場合がより自由に振る舞えるからです。

Q. もし、ある監査人がその企業の株主であるとする、時として、損益勘定に入れるべき金額を資本勘定に入れたほうが自分の利益になるかもしれないと考えるのですね。

A. そうです。偏向がそうやって生じるでしょう。

ここで指摘されたのは、独立性こそ偏向のない意見表明に不可欠の要素であり、そうした監査人の姿勢が鉄道会社の会計、ひいては株式に対する投資家の信頼の基盤になるという点である。まさに、現代の独立監査の立脚基盤となっている思想にも通じる考え方が認識されているのである。

また、若干、時代は下がるが、F.W. Pixleyは1883年の講演で素人監査人 (amateur auditor) について次のように述べているが、これもまた当時の監査人制度の運用実態の一側面を物語っていると言えよう。

「ほんの数年前までは、株式会社の計算書類の監査人の唯一の資格はその企業の株式を所有していることであり、通常、監査人は取締役のうちの一人の友人であり、その取締役はその者に監査人の指名を受ける条件として一株かそこいらの株式を引き受けるように勧める。取締役会により選ばれると、その監査人は指名の確保をほぼ確実にする。なぜなら、彼の職務に対する適性について株主達が疑問を呈することはほとんどなく、それはまた監査人の義務が単に形式だけのものと理解しているからでもある。⁶⁴⁾」

64) *Ibid.*, paras. 2282, 2283.

いずれにせよ、先に述べた1862年会社法の監査人株主資格限定条項の事実上の後退にはこのような認識ないし議論が背景にあったものと考えられるのであるが、これが職業会計士による監査業務の発展にとって極めて重要な展開となったことは論を待たないであろう。無論、監査人株主資格限定条項の撤廃ないし緩和化は当時の鉄道会社のような、株式公開性の強い、大企業で、しかもバブル経済の元凶とまで目された状況下で特に妥当なものであったが、やがて銀行、保険、さらには一般の事業会社にまで職業監査が普及するきっかけとなったのである。

その典型的な例としての鉄道事業会社については、1867年鉄道事業会社法でとりあえず監査人監査を義務づけた後、次の1868年鉄道事業法(31 & 32 Vict. c. 119)で監査人株主資格条項を削除している(第11条)が、この改正は1845年公益事業会社条例法の該当条文を鉄道事業会社には適用しない旨を明示する形で行われている。また、一般会社法については、銀行会社に対する特例法としての1879年銀行会社法で監査人監査を義務づけた際にもみられる。すなわち、この法律では初めから監査人の資格については取締役あるいは役員との兼任禁止規定以外は何ら触れていないのである。この法律は、1878年に発生した有名なシティー・オブ・グラスゴー銀行事件⁶⁵⁾への直接の対応として立法化されたものであるが、その第7条で、有限責任銀行は毎年少なくとも一回、株主総会で選任された監査人をしてその勘定類を検査させるべきこと、取締役あるいは役員は監査人に選任されてはならないこと、監査人は再任可能なこと、空席が生じた場合は残りの監査人が職務を果たし、監査人がいない場合は取締役は選任のための臨時株主総会を開催すべきこと、監査人は会社の総ての帳簿を受け取り、都合がよいときにはいつでも帳簿と勘定類を閲

65) F.W. Pixley, *The Profession of a Chartered Accountant*, London, 1897 (reprinted in 1978 by Arno Press), pp. 42-43.

66) 同事件に関しては、拙著、前掲、p. 72で簡単に紹介しているが、詳細は、友岡賛、『近代会計制度の成立』(有斐閣、1995年)を参照

覧でき、またそれらに関連して取締役や役員を検査できること、監査人は監査した勘定類と貸借対照表に関して報告し、当該貸借対照表が会社の帳簿に示されたとおりに会社の状況の「真実かつ正確な概観」を表示するように適切に作成された完全かつ公正なものであるかどうかを意見として述べ、その報告書を株主総会で読み上げるべきこと、監査人の報酬は株主総会で決定され、会社により支払われるべきことが定められた。そして、後にみるように、鉄道と銀行は19世紀末までにはほとんどの会社で職業会計士を監査人として就任させるようになるのである。

また、無論のことであるが、以上の独立性ならびに不偏性と相まって職業会計士が有する会計と監査に対する専門的な能力が制度的ニーズを生み出している。しかし、会社法成立当初に比べてその重要性は益々強く認識されるようになった。すなわち、1844年会社登記法では少なかった会計関連規定も1856年会社法では大幅に増え、貸借対照表の標準様式や複式記入の原則までもが導入された。複式記入の規定は1862年会社法では削除されるが、全体的にはかなり充実したものになっている。

例えば、このような会計規定の全般的な充実の中でも最も注目されるのはここでも鉄道事業会社である。とりわけ1868年鉄道事業会社法は、鉄道会社の会計として複会計制度 (double-account system) を導入し、その上で15種類の計算書類と3種類の証明書類の半年に一度の作成と公表を義務づけている⁶⁷⁾が、こうした会計制度の精緻化の傾向は同時に監査人に企業会計に対する専門能力を要求し、特に鉄道会社においては職業会計士を監査人として指名することを検討させる要因となったのである⁶⁸⁾。上記のF.W. Pixleyの指摘にもあるように、従来は株主資格が求められたために会計や監査の素人が監査人に就任する例が多く、結果的

67) 1868年鉄道事業会社法の複会計制度については、拙著、前掲、pp. 32-43を参照。

68) Moyra J.M. Kedsle, *op. cit.*, p. 160.

に監査は形だけのものになっているという批判は強かったが、会計ならびに監査の専門家でなければ監査人の職務を全うできなくなる時代が次第に近づきつつあったのである。

これは19世紀末から20世紀初頭にかけて職業会計士を監査人とする規定を設けた法律がいくつか出現したことからも伺われよう。その例として、The Universities of Oxford and Cambridge Act (1877), The London and St. Katherine Docks Act (1888), The Building Societies Act (1894), The Friendly Societies Act (1896), The Revenue Act (1903), The Licensing Act (1904), The Public Trustee Act (1906)などが挙げられるという⁶⁹⁾が、その中で、1894年The Building Societies Act (57 & 58 Vict. c. 47) の第3条は、「本法に従って当該組合の規則で他に別段の規則を設けない限りは、組合の監査人のうち少なくとも一人は会計士の業務を公に営む者でなければならない」と規定するのである。

6 職業監査の浸透

以上の制度的な環境のもとで会計プロフェッションによる監査業務はいかに展開したのか。前述のように、監査業務は会計プロフェッションの諸業務の中でも後発に属した。スコットランドの保険会社の例のように、19世紀の前半期に職業会計士が監査人に就任した例がないわけではなかったが、一般には、その頃は監査業務は未だマイナーな業務領域であり、この業務への本格的な進出は19世紀もかなり遅くなってからのことである。ただ、一般の産業に比べて鉄道会社だけはこの点でも一歩進んでいたようである。

J.R. Edwardsの研究によれば、鉄道会社において職業会計士が監査

69) "President's Address", *The Accountant*, May 9, 1908, p. 682.

業務に従事する例は1840年代からみられ、多くは、鉄道会社の株主であり、監査人である者から監査の水準を高め、公表計算書類を改善するために招き入れられたという。すなわち、1845年公益事業会社条例法の第108条の規定を利用した措置であり、株主のために計算書類の真実性をより強力に検証させることを目的とした。このような例として、Great Western Railwayの監査人から1849年に招かれたW.W. Deloitte, London and North Western Railwayの1849年の監査人報告書に言及されているJ.E. Coleman, 1850年のMidland Railwayの取締役報告書に公共会計士 (public accountant) として言及され、監査人と並んで署名したW. Jordan, 1850年にSouth Eastern Railwayの監査人により指名されたQuilter, Ball & Co.などが紹介されている⁷⁰⁾。

ただ、M.J.M. Kedslieの研究によれば、スコットランドの鉄道会社については、若干、状況は違っていたようである。すなわち、19世紀中頃の人名録ならびに鉄道年鑑の研究で、スコットランド会計士協会の設立メンバーのうちの3人は1840年代にそれぞれ別個の鉄道会社の取締役を務めたが、彼らは会計人としての能力からではなく、むしろ実業人ないし投資家として鉄道会社の経営に携わっていたという。さらに、1850年代に会計係として鉄道会社に雇われていた会計士がやがてその会社の監査人の一人に任命されたり、ある鉄道会社で取締役をしている会計士が別の鉄道会社の監査人になった例などがあったというが、一般には会計士協会設立前の段階では勅許会計士になる者と鉄道会社の関係はむしろ希薄であったという⁷¹⁾。しかし、職業会計士がスコットランドの鉄道会社の監査人に就任する例が1854年以降、急速に多くなっているという。そこには、1853年にエディンバラとグラスゴーで会計士協会が設立され、

70) J.R. Edwards, *op. cit.*, pp. 265-266.

71) Moyra J.M. Kedslie, *op. cit.*, pp. 27-28.

上述のような鉄道会社に関係していた会計士が協会設立時に会員になり、その所属者であることを喧伝し、一方の会社側も計算書類の信頼性を高める手段として勅許会計士の監査業務を利用するようになったことが背景にある、と分析する⁷²⁾。いずれにせよ、1900年までには、スコットランドで営業する全鉄道会社において監査人の全部あるいは一部に勅許会計士が就任することになったのである⁷³⁾。

また、銀行についてみれば、1826年銀行法 (Country Bankers Act: 7 Geo. 4 o. 46) で制限付きで株式制の銀行の設立が認められ、その後、前述した1844年銀行会社法で、会社設立の条件が整備されると同時に貸借対照表の開示と監査人監査が義務づけられたが、なおも銀行は銀行家の個人的財産が最上の担保という考え方が根強く、銀行会社自体の増大は進まなかった。その後、1858年に銀行会社の有限責任制が認められ、さらに1862年会社法で設立要件が緩和され (監査人選任も任意化されている)、有限責任制株式銀行の普及の基盤はできたが、急速には伸びていない。しかし、1866年のオーバーレンド・ガーニー商会の倒産事件と金融恐慌、1878年のシティー・オブ・グラスゴー銀行の倒産事件で、個人の財産に頼る銀行よりは、うまく管理された株式銀行のほうが信頼が置けるという考え方が醸成された。その中で、1879年に銀行会社法の改正が行われ、再び銀行に計算書留の開示と監査人監査が義務づけられたのである。そして、改正後、数年中に多くの銀行が職業会計士を監査人に指名し、公表する年次貸借対照表と損益計算書を監査させるようになり⁷⁴⁾、1880年代中頃には、英国の128の株式銀行のうち99行までが、少な

72) *Ibid.*, p. 163.

73) *Ibid.*, pp. 165-166.

74) R. E. Tyson, "The Failure of the City of Glasgow Bank and the Rise of Independent Auditing", *The Accountant's Magazine*, April, 1974, p. 191. シティー・オブ・グラスゴー銀行事件と1879年会社法については、友岡賛、前掲、を参照。

くとも監査人の一人に職業会計士を指名するようになったという⁷⁵⁾。さらに、鉄鋼会社の定款の研究では、1880年以降に設立された14社についてみると、監査人の職業会計士資格を明記する会社が多いともいう⁷⁶⁾。

いずれにせよ、こうした断片的な資料からも、19世紀の後半期、次第に職業会計士の監査業務は一般化していったことが理解できよう。

7 機械的形式監査への批判

監査制度の制定当初、その実効性については疑問を投げかける意見が多かった。

1860年にある論者は、「明らかに監査は信頼に足る防御策ではない。多くの株式会社の経験では、監査人の多くは課せられた義務の本来の精神を忘れてお座なりな方法で行動しがちであることが判った。『会社の信用』を傷つけることになりそうな衝撃を避けようとして彼らは経営上の不適切ないし異常な事態を報告することをせず、さらに資金の欠損について、ときにはある種の愚かな同情から、ときには企業は欠損を回復できるはずという確心的心情から何ら言及しないことが知られている。監査人が彼らの義務を適切に果たし、あるいは検査のための十分な権限さえ持たされていれば、Royal British Bank（1856年倒産～山浦）やその他の不正は犯されなかったであろう」⁷⁷⁾と述べている。

また、若干、時代を経て1877年に設置された政府の会社法改正委員会

75) E. Cooper, "Chartered Accountants as Auditors of Companies", *The Accountant*, November, 13, 1886, p. 645. 友岡賛著, 前掲, pp. 241-2.

76) J.R. Edwards and K.M. Webb, "Use of Table A by Companies Registering under the Companies Act 1862", included in *The Evolution of Audit Thought and Practice*, ed. by T.A. Lee, London, 1988, pp. 56ff.

77) Moyra J.M. Kedsle, *Firm Foundations: The Development of Professional Accounting in Scotland 1850-1900*, HUl;l University, 1990, pp. 141-2からの再引用。

(Lowe委員会)で、当時の控訴院長(Master of Rolls)であったG. Jessel卿は、「私は目前で監査人らに監査させたことがある。そして言った。『あなたはこれらの計算書類を監査しましたか。』『はい。』『あなたは証憑を要求しましたか。』『いいえ、要求していません。私どもはそれが総て正しいと聞いておりますし、私どももそのように考えまして、署名しました。』と。このように原則として何もチェックされていない。私はそれが総ての会社に当てはまるとは言わないが、大部分の会社には当てはまるのではないかと。総て悪いと明らかになるまではあらゆることが認められるのである」と証言している⁷⁸⁾。

無論、これらの指摘は監査人監査が十分な機能を果たしていないことを意味しているが、こうした指摘がなされる背景には、もともといかなる範囲と手段で監査人監査が実施されるべきかについて明確な指針が無いままに監査制度が発足したことがあると考えられる。しかも、前述のように会計や監査についての素人で株主から選ばれた者が監査人に就任する例が多く、実効は期待し難かった。この問題について、職業会計士の立場からある論者は次のように述べている。

「諸勘定をチェックすることなら誰でもできる……。少し考えると、実はこの言葉がアマチュア監査のやり方でもって大きな失敗を犯す元凶となっていることが判る。誰もが勘定を正確にチェックできるとは限らない。しかも、監査は単なる勘定のチェックだけで済むものではない。仕訳日記帳や元帳が相互に合致することを確認する以外には何もすることはしないのではないかと、と人々は想像するのではないだろうか。それはとんでもない誤りである。事務員の不正の被害を被った多くの企業の帳簿は表面上は明確な合致性を示していたのかもしれない。この表

78) *The Report of the Select Committee on the Companies Acts, 1862 and 1867, Minutes of Evidence, 1877, para. 2192.* なお、この証言は、J.R. Edwards, *A History of Financial Accounting*, London, 1989, p. 267でも引用されている。

面上の正確性を掘り下げ、資産が現実のもので、架空資産は存在しないか否かを確かめることが職業監査人の仕事なのである。」と⁷⁹⁾。

そして、こうした監査の形式性、不十分性の問題がやがて大きな論争となった。しかも、それは素人の監査人の監査に対する問題としてではなく、職業監査人に対する問題として取り上げられた。すなわち、1883年10月から翌年にかけてAccountant誌はある論争で賑わっている。これは、同誌がその第462号(1883年10月13日)でVanity Fair誌⁸⁰⁾の1883年10月6日号のコラム欄に掲載された“Auditors’ Certificates to Balance Sheets”という記事を掲載したことに始まる。Accountant誌の編集者がその論文を重要とみて、同誌の読者、とりわけICAEWの会員の意見を募ろうとしたのである⁸¹⁾。そして、この転載以降、同誌の読者ならびに編集者の賛否両論からなる討論、そしてVanity Fair誌の再反論、それに対する意見という形でAccountant誌を賑わすこととなった⁸²⁾。

Vanity Fair誌の記事の中心的論点は第1番目の記事にある。そこでは、「現在のやり方で行われる監査は会社の真実の財政状態に関する証拠としては何ら実際的価値を持つものではない、というわれわれの主張を十分に証明できると考える。監査人の証明書の一般的な表現は総てが同

79) “Auditing”, *The Accountant*, March 2, 1878, p. 4. また, Editorial, *The Accountant*, June 12, 1875, pp. 2-3やLowe, J., “Auditing”, *The Accountant*, November 6, 1875, p. 11なども参照。

80) Vanity Fair誌は1868年11月7日にロンドンで創刊された週刊誌であり、政治、社会、文芸、経済問題に論説を加えた。問題のコラムの寄稿者は氏名不祥であるが、1883年時点での編集責任者はT.G. Bowlesである。A *Catalog of Books represented by Library of Congress Printed Cards*, vol. 155, 1967, p. 630.

81) *The Accountant*, October 13, 1883, p. 7.

82) 筆者(山浦)の調査の限りでは、“Auditors’ Certificates to Balance Sheets”という題でVanity Fair誌からAccountant誌に転載された記事は6編であり、第462号(October 3, 1883, pp. 7-10), 第463号(October 20, 1883, pp. 11-12), 第464号(October 27, 1883, pp. 9, 11), 第465号(November 3, 1883, pp. 9-132), 第466号(November 10, 1883, p. 8), 第480号(February 16, 1884, pp. 9-11)となっている。

じ方向に向かいがちであり、そして用語は細かいところで若干の変更はあるが、貸借対照表が帳簿からの正確なコピーであることを単に証明しているにすぎないという根本的な点でそれらの総てが一致している……。こうした状況下の監査は幻想であり、人を惑わすものにしかすぎない。そして、この点で会計士達一般はわれわれに同意するであろうと確信を持つものである。」と結論づける⁸³⁾。

この記事で論者は次の点を指摘する。すなわち、1862年会社法の施行以来、職業監査人が自ら発見し、あるいは明らかにした不正 (fraud) や不実表示 (misrepresentation) の例は一件もなく、逆に職業監査人による厳密な監査を受けていると考えられた会社で大きな使い込み (defalcation) が発生している⁸⁴⁾。ただ、この点はそれらの監査人が悪いというのではなく、現在の監査を取り巻く環境に原因があるのであって、それだけに監査人は自らの義務をできるだけ明確にすることが肝要である。つまり、監査人には決算後の限られた時間しか監査を機会を与えられず、しかも極めて低く料金が押さえられ、結果的に満足のいく監査は行われず、不正も摘発されないままにある、と⁸⁵⁾。そのうえで、この論者は、当時、実際に失敗に帰した監査を行った具体的な会計士名と監査証明書の例を挙げ、各々の監査上の問題点を指摘する。また、2編目以降の記事でも同様に実際の会計名と監査証明書を紹介し、証明書の文言と監査で発見できなかった事故や証明書に記載されなかった問題点との間の食い違いを明らかにしているのである。

このVanity Fair誌の記事に対して、Accountant誌の編集者は、職業会計士監査を社会的関心事としたVanity Fair誌に感謝を表明しながら

83) *The Accountant*, October 13, 1883, p. 9-10.

84) *Ibid.*, p. 8.

85) *Ibid.*

も、論者の側に公正性がないことに反省を促している⁸⁶⁾。すなわち、論者が実際の会計士名を挙げて議論の材料にするという手法を採っているにも関わらず、ときに名誉を傷つけるような誤解に基づいた例を出していること⁸⁷⁾、さらに、当時よく用いられた監査証明書の文言、例えば“compared the balances as set forth in this balance sheet with the books, and find the same correct”を表面上の字義通りに解釈して、現実の監査が機械的数値の合致性の検査に終始していると主張していること⁸⁸⁾に不満を示すのである。とは言え、Vanity Fair誌の記事に対して寄せられた実務会計士の意見には全面的賛意を示すもの、あるいは露に反論するものなど区々であり、これらの意見の中に、当時、普及し始めたばかりの職業監査を巡る問題点が浮き彫りにされたのである。

8 職業監査の実態と問題点

Vanity Fair誌の記事について、Accountant誌の編集者は「不幸にも多くの真実を含んでいる」と認め、総ての議論に先駆けて編集者としての所信を述べ、その中で編集者の意見を代表させてExpert Comptableという論者の“Duties and Responsibilities of Auditors”と題する記事のコピーをVanity Fair誌の編集者に送付したという⁸⁹⁾。

送付された記事の骨子は次の通りである。すなわち、会社法のもとの監査人の職務は帳簿と計算書類の事務的な正確性を確かめるだけという主張には反対である。監査人は投資家を保護するという使命のもとで

86) Editorial, *The Accountant*, October 20, 1883, p. 5, および October 27, 1883, p. 3 を参照。

87) *Ibid.*, p. 4 ならびに Comment by the editor, *The Accountant*, October 13, 1883, p. 10.

88) Editorial, *The Accountant*, November 3, 1883, p. 4.

89) Editorial, *The Accountant*, October 20, 1883, p. 5.

厳正かつ完全な監査を行うべきである。帳簿が整然と記録され、帳尻が合っているとは言え記録自体が虚偽であれば多くの不正を含み得る。監査は不正を防ぐことはできないが、適切なやり方で実施すれば早期の摘発が可能である。そのためには年度末監査ではなく月次監査（全部又は完全監査）が望ましい。そして監査人は帳簿の正確性を確かめるだけでなく、例えば適切な減価償却が行われた上での真実の利益か否かを確かめ、真実かつ信頼のおける（true and faithful）貸借対照表と損益計算書であるか否かに責任を持つべきである。ただ、現実には指導的立場の会計士は現状改善のための努力をしていない、と⁹⁰⁾。

そのうえで、Accountant誌の編集者は当時の会社の監査人を巡る問題点を次のように列挙する。(1)大半の例では監査人は月次監査ではなく、貸借対照表の作成が済んだ時点での年度末監査が許されるだけである。(2)詳細な監査報告書を書く時間が与えられず、結果的に短文式証明書を書かざるを得ない。(3)株主は一般に利益（配当）をしきりに得たがる。(4)監査料金が低く、行うべき仕事との釣り合いがとれない。(5)監査人の選任権が取締役の絶対的支配下にある⁹¹⁾。

以上の論調から判断すれば、Accountant誌の編集者も事務的な正確性の監査だけでは監査人の責任を十分に果たすことができないと言う基本的な立場を認識している。しかし、同時にVanity Fair誌の論者が指摘する、監査環境に欠陥があり、十分な監査を行えないでいるという点にも迎合するものとなっている。つまり、同誌の論点たる、職業監査人の監査が機械的、事務的正確性の検証に終始している、という主張を暗黙裡に認める結果となり、むしろ反論という形を取りながら、現実には職業監査の現状ないし窮状を訴える結果となったのである。事実、当時の職業監査人の間には十分な監査を行いたくともそれができない悩みがあっ

90) "Duties and Responsibilities of Auditors", *The Accountant*, July 8, 1882, p. 5.

91) Editorial, *The Accountant*, October 20, 1883, p. 6.

た。ある論者は、Vanity Fair誌の論者は監査料金の低廉さ、そして十全な監査を行う場合に生じる計算書類の開示の遅れの問題を考えているのだろうか、と疑問を投げかける⁹²⁾が、これはまさに当時の監査の現状を物語る。

結局、ある論者が列挙した次の諸点が当時の職業監査を巡る問題点の要約といえよう。すなわち、(1)明白な不正確さを見つけても、それを特別報告書で述べる以外、帳簿上の数値をさらに突っ込む権限を監査人は与えられていない、(2)帳簿上の債権の正確性の検査のために債務者と直接に交信したり、信用調査機関から情報を得たりして債権を評価する権限を監査人は与えられていない、(3)貸借対照表はその公表日の直前に監査人に提示され、しかもそれは不完全なものであることが多い、(4)一般に監査料金は効果的な監査を行うために妥当な報酬額とはいえない、(5)監査人の責任は帳簿の中から引き出されたままの数値を検証すること限定されている、(6)省略、(7)監査人を選定する権限がたいていは取締役の絶対的な管理下にあり、意見の食い違いがあれば監査人の更迭という結果になる、(8)株主は時として事実を知ること強く反発することがある、(9)取締役は物事の悪い面をみようとはせず、バラ色の側面を賞賛する傾向にある⁹³⁾。

いずれにせよ、こうした会計士側のVanity Fair誌の記事に対する最初の反応が、反論というよりは職業監査人の業務環境についての理解を求める声を含む弁明であり、当のVanity Fair誌の記事上の言葉を借りれば、監査証明書が帳簿との数値上の合致性を証明するのみで、資産が安全に保たれ、利益が適切に実現されたものであることの保証を与えるものでない、という指摘に対する本質的な批判でないことは明らかであ

92) To the Editor of *The Accountant*, *The Accountant*, October 20, 1883, p. 9.

93) To the Editor of *The Accountant* by Anti-Twaddle, *The Accountant*, October 20, 1883, p. 10.

る⁹⁴⁾。無論、上述の通り、職業監査人は機械的な帳簿上の正確性の検査だけで監査人の職責が全うされると考えていなかったことは明らかであるが、それにもかかわらず現実の監査環境が本来の職責の遂行を許さない、というものであった。

そして、その後のVanity Fair誌の執拗な記事に対し、Accountant誌の編集者は前言と矛盾するような次のような見解を示してこの論争は終了する。すなわち、「適切に作成された帳簿に合致した貸借対照表は帳簿に示されている通りに (as shown by the books) 会社の状況を正確に表していること、帳簿と貸借対照表は非常に密接に関係し、前者は後者にとっては不可欠であること、そして注意深い監査をすれば何らかの食い違いは直ちに明らかにされるはずであること、以上のことは帳簿を知っている人ならば誰でも知っていることである。」「帳簿残高の貸借対照表が合致するのであれば、後者は会社の状況を真実に表示しているはずである。」「数値の責任を負うのは取締役と経営者であり、監査人が行うべきことは、その数値が帳簿に示され、また貸借対照表にも示されていることを確かめることである。」「ただし、これらの監査人の義務は法律により明記されている義務に関して言えることであり、その義務を拡張しようとするれば簡単に拡張し得るし、もっと包括的にすることもできる。」と⁹⁵⁾。これは会社法上の監査人の義務に関する法解釈論として指摘されたものであるが、この立場は職業会計士側が主張した本来の監査の姿からすれば明らかに後退であり、事実上、機械的監査を容認するものであり、先の論争は職業会計士側の敗北に終わった、とみてよい。

しかし、ここで肝要な点は、当時、会社法が設けた規定に従って会社

94) "Auditors' Certificates to Balance Sheets", *The Accountant*, October 20, 1883, p. 11.

95) "Auditors' Certificates to Balance Sheets", *The Accountant*, February 16, 1884, pp. 6-7.

は監査人を選任し、これに職業会計士を就かせることが多くなり始めていたが、この論争を契機にして職業会計士は自分たちの間で監査の職能と責任の範囲に関する考え方、さらにそれを実現する技術が共用されていないことに気付かざるを得なくなったことであった。

9 監査の職能

一体、監査人の監査はいかなる職能を果たすべきものと考えられたのか。本来、この問いは会社法への監査制度の導入の時点で既に解決されていたはずのものであった。

この問題に関して、例えば前述（本稿、その1を参照）の1844年会社法の制定時のW.E. Gladstone委員会の報告書では、監査済みの計算書類を定期的の開示させ、株主の注意を喚起することで経営者の誤った業務執行や失敗から株主を守ることを会計と監査の制度の狙いとしていたが、これ自体では監査人監査のどのような職能や責任範囲を予定しているのかは明らかでない。ただ、会社法の条文上は、貸借対照表が規則に定める事項を満たした完全かつ公正なものであり、会社の事業の状況の真実かつ正確な概観を表示するように適切に作成されているかどうかを報告することが監査人の義務とされる（1856年会社法、第84条）。つまり、貸借対照表に対する証明責任である。しかし、監査人の中心的責任は不正の発見にある、という考え方はむしろ中心的であった。

例えば、会社法制定当時の法廷弁護士であったA. Pullingは「パートナーシップあるいは社団（association）の各業務執行社員に対して、その社団のために行った取引を詳しく勘定記入させ、もって社員の各自が、取引が相互の利益のために行われ、共通の利益を損なうものではないと理解できるよう、その検査と説明の用に供させることはコモン・ローが課す責任であり、義務である。この義務は、通常の法人の場合にも、また現在考察している社団（株式会社のこと）にも等しく適用される。株

式会社の場合の業務執行は通常は社員の中から選ばれた特定の個人に委任され、取締役等 (directors, governors, committeemen, manager, & c.) の名称で呼ばれ、会計に関する彼らの業務は大部分が明確な規則によって明示されている」と述べ⁹⁶⁾、この義務を株式会社の役員の会計責任 (accountability) と称した⁹⁷⁾上で、監査の職能として誤った経営ならびに不正を防ぐことを挙げ⁹⁸⁾、無軌道、不必要な支出、無謀かつ向こう見ずな投機、不注意かつ過度な財産費消、資産の重要な変更あるいは取り替えを株主の同意なしで行うこと、不十分な担保で余剰資金を貸し付けることなどを不正の範囲に含めている⁹⁹⁾。つまり、ここで不正として列挙される事項から判断すれば、いわば取引の妥当性を含む「受託資本の使い方」総てに亘る吟味が要求されているのである。

また、19世紀の代表的な監査のテキストにも同じような考えがみられる。例えば、L.R. Dickseeは、(1)不正 (fraud) の発見、(2)技術的誤謬 (technical errors) の発見、(3)原則的誤謬 (errors of principle) の発見、の3つを監査目的として掲げ、「不正の発見は監査人の義務のうちの最も重要な部分である。他の条件が等しいとして、不正を発見できる監査人がそうでない監査人よりも優れていることは議論の余地がない。それゆえに監査人はその職能の領域を積極的に開発すべきである。明らかにその機会には不足するところがなかった。それはまた依頼人達がいっている場合に監査人の真価を認める領域であることは疑問の余地がない」と述べている¹⁰⁰⁾。また、ある論者は、実業界での会計士の役割は「悪を正すこと (to right the wrong)」にあり、監査がこの任を遂行する、

96) A. Pulling, *The Law of Joint Stock Companies' Accounts*, London, 1850, pp. 20-22.

97) *Ibid.*, p. 21の脚注を参照。

98) *Ibid.*, p. 30.

99) *Ibid.*, p. 22.

100) L.R. Dicksee, *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, London, 1892, reprinted by Arno Press (New York), 1976, pp. 6-7.

と述べる¹⁰¹⁾。別の論者も、「監査の目的は2つである。不正が犯されればそれを発見し、たとえその犯行が意図されても成就を極度に困難とする防御策を講じ、かつその手段を工夫して防止することである。この主たる目的に加えて会計における事務的あるいは原則的誤謬を正す手段としても監査は価値を有する」と述べる¹⁰²⁾。さらに、別の論者も、「監査の目的は何か。不正を発見し、誤謬や誤った経営を防止すること。そして、熟達した指導性を発揮して良好な状態で船を港に導くように助力すること。…不正を防ぐことは不可能であるが、それを発見することは完全に可能であり、そのための十分な調査をしない監査の方法は真の監査とはいえない」と述べる¹⁰³⁾。

このように監査の第一の目的が不正の発見にあるという論者は枚挙にいとまがないほどに多い。また、実際の問題として、監査人に職業会計士が就任するようになった端緒が、例えば鉄道会社や銀行での粉飾、不正流用、乱脈経営などにあり、とりわけ1878年に倒産し、その後の債務弁済にあたっての株主達の悲惨な末路が未だ話題になっていたThe City of Glasgow Bankの粉飾経理・乱脈融資事件¹⁰⁴⁾は1879年（銀行）会社法での監査人監査の強制とも結びついていた。したがって、不正の発見という機能はいわば看板に掲げる「うたい文句」であつたし、これをもって当時の職業会計士が監査職能観と捉えたことには疑問の余地はないであろう。

では、振り出しに戻って、貸借対照表の証明という会社法上の監査人の職能との関係をどのように理解したのであろうか。

101) J. Mather, "The Ethics of Accountancy", *The Accountant*, December 22, 1888, pp. 830-831.

102) J.H. Bourne, "Auditing", *The Accountant*, June 4, 1887, p. 330.

103) A.E., "Accountants: Their Duties and Responsibilities, Auditing", *The Accountant*, January 6, 1883, p. 5.

104) The City of Glasgow Bank事件の詳細とその後の銀行への職業監査の浸透の過程と論理については、友岡賛著、前掲が参考になる。

結局、この件はPixley流に考えざるを得ないであろう。すなわち、計算書類の正確性の証明のための監査の実践上の目的 (practical purposes) が不正や誤謬の発見である¹⁰⁵⁾と。つまり、(彼の表現では) 誤記、脱漏、原則上の各誤謬の発見 (ここでいう誤謬には不正が含まれている) に努めることで自ずと計算書類の正確性の証明が達成されるという見方である。この考え方は今日の監査思考からすれば妥当ではない。なぜなら、計算書類 (ないし、財務諸表) の証明のための監査と不正発見のため監査は性格的にも、技術的、手続的にも異なると考えるからである。では、いかなる視点からこうした監査職能観が生まれるのであろうか。無論、その理由の一つは、前述のように、職業監査人監査が会社の不正、粉飾事件を契機に一般化したために、こうした当時の監査ニーズに合わせる必要があったこと、つまり、かかる監査ニーズと会社法が要求する貸借対照表の証明という職務の間に齟齬があってはならなかったのである。もう一つの理由は、当時の監査人達が理想とした (あるいは当然とした) 完全監査ないし全部監査 (complete or thorough audit) と称される監査形態にあると考えられる。すなわち、全部監査であれば不正・誤謬を見逃すはずはないし、かかる監査の結果は終局的には計算書類の証明にも行き着く、という考え方である。

Pixleyは次のように言う。「完全かつ効果的な監査は会社の総ての取引の検査を含むべきであり、この原則に従って行動する監査人は総ての取引が正当に記録され、履行されたかどうかを確かめることになる。仕入、売上、その他企業の取引事項は一旦補助簿の一つにでも記録されれ

105) F.W. Pixley, *Auditors: their Duties and Responsibilities*, London, 1881, reprinted by Arno Press (New York), 1976, p. 92. また、Dickseeも不正・誤謬の発見という監査職能と計算書類の証明という監査職能との関係を明らかにしていない。また会社法に基づく監査人監査の解説を行っている点からみれば、Pixleyと同じ二重構造観ないし両職能並列観を採っていたものと考えられる。

ば組織の一部を構成し、組み込まれ、ともかく組織をいじくらない限りは抜かされたり、見落とされたり、あるいは消し去られたりはできないものであり、有能な監査人であれば直ちにその不注意や不正を発見することとなろう¹⁰⁶⁾と。

当時の英国の職業監査の監査手続が帳簿記録の詳細な相互検証を中心とするものであったことはよく知られている¹⁰⁷⁾が、以上のPixleyの指摘の意味、さらにこうした技術観から派生する問題点を理解するために、まずここで前提とされる当時の監査手続を簡単にまとめておこう。

多くの場合、監査人は被監査企業の記録する帳簿のリストを入手、ないし作成することから監査を始める。通常の監査では最初に現金出納帳記録が証憑書類や銀行預金通帳の記録と照合され、また銀行預金残高の調整が行われる。次に、売上日記帳と仕入日記帳(または送り状記入長: invoice book)の記録について送り状控えや送り状と照合を行う。売上日記帳、仕入日記帳、現金出納帳、受取手形・支払手形記入帳、仕訳帳を経由して転記されている場合は仕訳帳の各記録と人名勘定記録との転記の正確性を確かめる。次に名目勘定、非人名勘定の記録と各日記帳、現金出納帳、受取手形・支払手形記入帳、仕訳帳の記録との転記の正確性を確かめる。また受取手形・支払手形記入帳の記録を証憑書類と照合

106) *Ibid.*, p. 154.

107) もともと、こうした帳簿の相互チェックのための手続は簿記の誤謬発見の手続に起源があるようである。例えば、1736年の複式簿記のテキストには、“of examining the Books, and correcting Errors”という見出しで“Examination or Revising of the Books”に関する一連の手続、すなわち証憑突合、計算突合、転記突合といった手続が“Pricking of the Books”として説明されている (J. Mair, *Book-keeping Methodiz'd or a Methodical Treatise of Merchant-Accompts, according to the Italian Form*, Edinburgh, 1736, pp. 71-73.) し、同じく1765年の簿記書でも“The method of examining the books”としてほぼ同じ手続が解説されている (W. Gordon, *The Universal Accountant and Complete Merchant, Vol. II, 2nd ed.*, Edinburgh, 1765, pp. 48-49.). そして、これがやがて19世紀の初頭の簿記書に監査手続として現れている (F.W. Cronhelm, *Double Entry by Single, a new method of Book-Keeping*, London, 1818, pp. 42-43.).

する。そして、最後に帳簿残高の計算突合を行う。なお賃金台帳などの補助簿にも各々に計算突合などの必要な手続が実施され、かつ現金出納帳や総勘定元帳記録との照合が行われる¹⁰⁸⁾。

以上が、当時の監査手続の概要であるが、これらの帳簿相互のチェックの検証手続が総ての取引記録について詳細に施され、帳簿記録の正確性について監査人自身が納得するのでない限り、監査の目的が完全に充足されたとは考えなかったのである¹⁰⁹⁾。しかし、現実の監査実践では監査責任にも関わる3つの大きな問題に直面することになる。まず第一に、かかる取引記録の検証をどういう観点から、どの程度深く吟味し、かつ取引の吟味や照合に当たって、当否、真否、成否等の判断の基準を何に求めるのかという問題、第二に、本当に総ての取引を照合するのかという問題、第三に、監査証明書 (auditor's certificate) は一体何を証明しているのかという問題である。

10 展望：監査職能確定上の諸問題

第一の、取引記録の検証をどういう視点から、どの程度深く吟味し、また取引自体や会計記録の吟味や照合に当たって、当否、真否、正否等の判断の基準を何に求めるのかという問題についてであるが、もともと発見すべきとする「不正」とは何か、という肝心な点が必ずしも明確でなかった点は重要である。

例えば、先に引用したA. Pullingは、無軌道・不必要な支出、無謀な投機、不注意かつ過度の財産費消、株主の同意無き資産の変更・更新、

108) D. Chadwick, "Auditors", *The Accountant*, September 29, 1883, pp. 8-9; W.J. Jones, "Auditing", *The Accountant*, May 24, 1884, pp. 8-11, May 31, 1884, pp. 9-11; S. Cooke, "Accountancy and Auditing", *The Accountant*, June 6, 1885, pp. 10-12などを参照。

109) W.J. Jones, *op. cit.*, May 24, p. 9.

不十分な担保での貸付などを不正の範囲に含めている¹¹⁰⁾し、Pixleyが挙げる、監査人が警戒すべき原則上の誤謬（これには不正が含まれる）としての会社の授權額を超えた株式発行の有無、禁じられた証券(prohibited securities)への投資の有無といった例¹¹¹⁾、あるいはBourneが挙げる、定款違反行為の有無、権限逾越行為(ultra vires)の有無といった例¹¹²⁾なども取引自体の妥当性、適法性、適切性などへの監査人の判断を要求するものである。これらが会計監査として帳簿を検証する範囲でどの程度に達成可能と考えられたかは当時の文献では必ずしも明らかではないのである。確かに、取引の妥当性の監査までは監査人に要求されないという判例はある¹¹³⁾が、責任範囲の境界が明確にされたわけではなく、現実の監査業務では責任範囲が無限に広がるおそれもあった。

さらに、不正の発見に当たって監査人に求められる姿勢の点でも明確でなかった。すなわち、監査人は番犬(watch-dog)ではあっても獵犬(blood-hound)ではないという、後の判例に示される比喩は有名である¹¹⁴⁾が、職業会計士監査が普及し始めた頃、社会が監査人としての職業会計士に対して要求するものは、実は獵犬としての役割であったし、会計士自身も同様に獵犬としての能力を自負するところがあった。監査の目的を不正の「発見」(ないし「摘発」：detection)としたこと自体がそもそも職業会計士が自らの監査を摘発的(detective：この言葉には「探偵」という意味もある)と見なしていたことの証拠であろう。

要するに、少なくとも1880年代当時、職業会計士監査が普及し始めた頃は、当の職業監査人自身が自らの責任領域を認識できないでいると同時に、また監査人として彼らを指名する会社の取締役や株主にも、ある

110) A. Pulling, *op. cit.*, p. 22.

111) F.W. Pixley, *op. cit.*, p. 93.

112) J.H. Bourne, "Auditing", *The Accountant*, January 4, 1887, p. 330.

113) Spackman v. Evans (1868), L. R. 3, H. L. 171, 196, 236.

114) Re Kingston Cotton Mill Co., 2Ch. D. (1896) 279でのLopes判事の言葉。

いはPullingのような法律家や先のVanity Fair誌のようなジャーナリズムにも監査人に対して漠然とした期待感がある一方で、何が要求できて、何ができないかを掴みきれていなかった、と言っても過言ではない状況であったのである。

さらに、この問題に加えて、会計上の判断基準の未熟さの問題があった。すなわち、当時は会計原則はもとより、何らかの会計上の判断基準が確立したものはなかった。後述する1887年のLeeds Estate, Building and Investment Co.事件の判決の後で、Accountant誌に寄せられた記事の論者は次のように述べる。

「監査人は自らの不注意による誤った業務に対して責任を持つべきである、という点についてはわれわれは納得する。さもなくば彼の立場と義務は道化芝居にも等しいものとなる。私が指摘したいのは、この種の判決は極めて弾力的なものとなりがちである、という点である。職業会計士の不注意な業務があるとすればそれは稀な例外である。彼が似たような判決の犠牲になるときがあるとすれば、減価償却、不良債権に対する引き当て、営業権の償却等の問題についてであろう。……もし、監査人の責任が明確に規定されていなければ、いかなる監査人も自らの首に当てられたデモクレスの剣とうまく共存しなければならない。その判決は、要するに株式会社の実務に関与する職業会計士に多くの不確実性をもたらすはずである」¹¹⁵⁾と。

この論者の主張の要点は、減価償却、貸倒償却、営業権償却などの当時の会計上の重要論点に関して明確な指針がない時点でこれらの問題についての会社側の会計処理の適否に関して監査人に判断を要求しても監査人はそれらの要求に十分に応えることはできず、したがって責任を果たし得ない事態が生じるのではないか、という点にある。監査人として

115) To the Editor of *The Accountant*, "Auditors' Liabilities", February 18, 1888, p. 102.

会計上の適否や成否の判断に際して判断基準が確立していることが肝要であり、これがない限りは責任範囲の確定ができず、その職務を果たし得ないと言うのである。

実際、職業会計士監査が普及し始めた1880年代当時の英国の会社会計では公正と認められる会計慣行ないし規範の確立が未だない状況であり、監査上の判定の目安に確たるものがない以上、自ずと監査人として負うことができる責任にも限界があった。と同時に、職業会計士が監査人に就任し始めてから、彼らが会社会計の規範の確立に大きな貢献をすることになるのであり、英国の企業会計の展開と会計プロフェッションと不可分の関係がこの時期以降に顕著になるのである。

第二の問題は、完全監査の理念と現実の監査との解離に関するものである。先の機械的監査論争で、もし全部監査が行われれば不正が発見されるはずであるにもかかわらず、現実には報酬が低く押さえられ、あるいは時間的制約があり、あるいは監査範囲が制限される、といった要因から監査が形式的なものになり、目的が十分に達成されないという、実務に就く会計士側からの反応があった。事実、全部監査が実際に行われたかという点、むしろ否定的な資料しか得られない。

例えば、Accountant誌の創刊時より、監査の範囲や方法にいくつかの段階があり、また監査報酬の低さからぞんざいな監査しか実施できないという指摘があり¹¹⁶⁾、また全部監査の意義が実業界で評価されず、部分監査（partial audit）を実施せざるを得ない現状を読者に訴えている¹¹⁷⁾。こうした論調は1880年代以降も変わらず、むしろ会社の監査では全部監査が実施できないことを当然のことと受け止める傾向が目立ってくるのである。

116) "Auditors", *The Accountant*, January 9, 1875, p. 7, および February 13, 1875, p. 4. また、同 May 15, 1875, p. 5, および June 12, 1875, pp. 2-3.

117) "Auditors", *The Accountant*, March 4, 1876, pp. 2-3.

となれば、先にみた不正の発見と貸借対照表の証明との整合性にも影響が出てくるのは必然であり、何らかの監査責任の限定が必要になる。すなわち、総ての不正を発見できるとは限らないし、また総ての不正は発見されるはずであるので、それに付随して貸借対照表も証明できる、という論法は成り立たなくなる。逆に、不正が存在しないことと、貸借対照表が信頼できることは、少なくとも監査責任の観点からは同一の関係ではないという今日的な考え方が生まれる土壌も出てくる。

第三の問題は、第一、第二の問題とも関連するが、監査証明書が一体何を意味するのか、という点である。会社法の規定によれば、貸借対照表が会社法の規定に従い、かつ会社の事業の状況の真実かつ公正な概観を表示するよう適切に作成された十分かつ公正な貸借対照表であるかどうかの意見を監査人の報告書に記載することが要求されている。しかし、現実には「監査済み (audited)」とか「監査し、正確と認める (audited and found correct)」式の監査証明書が多かったという¹¹⁸⁾。おそらく、これらの証明書の多くは株主代表の素人監査人が書いたものかもしれないが、報告書 (report) と言うべきか、証明書 (certificate) と言うべきかの問題もさることながら、基本的には全部監査の構想を前提に総てを保証する、という考え方が古いタイプ監査証明書には込められていたものと考えられる。逆に、全部監査の崩壊は監査証明書での総ての保証からの後退を意味し、監査責任を厳密に限定しようとする考え方が生まれてくることになる。

以上、会計プロフェッションが監査業務に進出するに当たって監査職能と監査責任に関して対応を迫られる問題を三つに絞って概観してきたが、本論では、これらの問題の解決が現代的監査職能観の形成につながっ

118) *The Accountant*, May 2, 1885, p. 8;同January 14, 1893, p. 26;同October 27, 1894, p. 939.これらでは、“Examined and found correct”とか“Audited and found correct”式の文言が古い常套句 (old stereotyped phrase, or old formula) であると述べている。

た、と考える立場を採っており、以下、より詳細に個別的に検討することとする。

(後注) 会計プロフェッションの定義、意義、特質等については川北博他『監査人の独立性に関する研究』(日本監査研究学会、1993年)も参照。